

## 会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開及び委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	令和2年度第1回高松市社会福祉施設整備等審査会
開催日時	令和2年6月29日(月)から令和2年7月13日(月)の間で書面開催
開催場所	書面開催
議 題	(1) 会議の公開について (2) 採択辞退の際の取扱いについて (3) 令和2年度社会福祉施設整備等に関する審査について ア 整備方針(令和3年度整備事業等) イ 審査スケジュール ウ 審査基準(整備計画評価項目等) エ 整備計画評価表採点の根拠
公開の区分	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開
上記理由	非公開(審議妨害や委員に対する圧力等により公正又は円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるため、高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱第7条第2項(2)に該当)
出席委員	加野委員、田中委員、安藤委員、工藤委員、山崎委員、中島委員、北川委員
傍聴者	0人
担当課及び連絡先	健康福祉総務課指導監査係 087-839-2372

### 審議経過及び審議結果

議事録の署名人として加野会長を指名

#### (1) 会議の公開について

事務局から会議の公開について、次のとおり説明した。

原則として公開としているが、今回の会議については新型コロナウイルス感染症対策として書面での開催とし、本会議については公開すなわち傍聴人の招待については行っていない。書面開催の会議については、「高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱」の第7条第2項(2)に定めている、「当該会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できなく

なると認められる場合」に該当し、この場合は附属機関が非公開の決定を行うものとしている。上記の理由により、第 1 回審査会については非公開が適当であるとする。また、本日の議題のうち、(3)「令和 2 年度社会福祉施設整備等に関する審査について」のエ「整備計画評価表採点の根拠」については、整備計画の総合評価点を算出するための評価の視点ごとの採点の基準を定めるものであり、毎年度非公開審議事項である。

各委員に諮ったところ、全員異議なく、原案のとおり承認した。

## (2) 採択辞退の際の取扱いについて

事務局から採択辞退の際の取扱いについて、次のとおり説明した。

当審査会で採択された整備計画で正当な事由なく辞退があった法人については、採択された年度の翌年度以降 2 年間、全ての社会福祉施設整備等の募集に応募できないこととする。正当な事由とは、災害対策基本法を始め、自然災害等によるものとする。なお、土砂災害危険区域からの移転改築を募集する高齢者福祉施設については、通常のペナルティと同様の取扱いでは移転改築が大幅に遅れることとなるため、入居者の安全確保の観点より、上記の取扱いは行わずに、総合評価点の減点方法でのペナルティを行うこととする。

各委員に諮ったところ、全員異議なく、原案のとおり承認した。

## (3) 令和 2 年度社会福祉施設整備等に関する審査について

### ア 整備方針（令和 3 年度整備事業等）

事務局から、今年度の社会福祉施設等整備方針について、次のとおり説明した。

障害者福祉施設の整備は、受給者証所持者数及びたかまつ障がい者プランにおける目標値を上回っていることから、募集は行わない。

高齢者福祉施設の整備は、特別養護老人ホームの移転改築を 1 件募集する。

介護保険施設等の整備は、介護老人保健施設の創設又は増床を 2 件程度、小規模多機能型居宅介護の創設を 1 件、看護小規模多機能型居宅介護の創設を 1 件募集する。

児童福祉施設の整備は、放課後児童健全育成事業の創設等 2 教室程度を募集する。

### イ 審査スケジュール

事務局から、不正防止のため、不正行為が行われた場合に補助金の申請を辞退あるいは自主返還する旨の誓約書を、あらかじめ事業者から徴すること、また審

査段階で不正行為が発覚した場合は、選定対象から除外することを説明した後、審査スケジュールについて、次のとおり説明した。

- ・ 募集開始 7月13日（月）から9月11日（金）
- ・ 第2～第4回審査会 10月中旬～11月上旬
- ・ 整備計画内定 年内
- ・ 補助協議 令和3年1月～

#### ウ 審査基準（整備計画評価項目等）

事務局から、整備計画において確認すべき事項及び整備計画評価項目について、説明した。

「整備計画において確認すべき事項総括表」は、審査の前段階として、整備計画が最低限の条件を満たしているかどうかを確認するもので、6項目の確認すべき事項のいずれかに×印が入った整備計画については、審査対象外とする。

「整備計画評価項目」は、ⅠからⅦまでの項目において、さらに「評価の視点」を定めて評価する。評価の視点ごとの各点数を原則積み上げて算出した総合評価点が高い案件を、補助協議等の内定候補施設とする。

「整備計画評価項目の根拠」は、評価項目を設定した根拠について整理している。

整備計画を適正に評価するため、事業者に対して、理事会での審議経過等が分かる議事録の作成及び提出を求める。

原案を適当と認めることを各委員に諮ったところ、全員異議なく、これを承認した。

#### エ 整備計画評価表採点の根拠＜非公開審議＞

事務局から、整備計画評価表採点の根拠について、整備内容ごとの評価の項目、基準及び配点を説明した。

原案を適当と認めることを各委員に諮ったところ、全員異議なく、これを承認した。また、議長が、高松市長に通知する評価項目等の審査結果の作成について、会長に一任することを提案したところ、全員異議なく、これを承認した。

以上で審議はすべて終了し、事務局から、第2回審査会を10月中旬以降で日程調整することを提案したところ、これが了承された。